

箕輪町防災交流施設 管理運営方針



令和5年10月

箕輪町役場

目次

1	はじめに	・・・	1	ページ
2	基本的な考え方	・・・	2	ページ
3	施設の概要	・・・	3	ページ
4	管理運営の基本方針	・・・	5	ページ
5	事業運営	・・・	5	ページ
6	施設管理	・・・	6	ページ
7	広報	・・・	9	ページ
8	開館、オープニングイベント	・・・	9	ページ

1 はじめに

箕輪町防災交流施設は、現在も多くの方が利用している箕輪町社会福祉総合センターの代替施設という側面と、避難施設としての役割、平時の際の防災拠点としての利用に加え、多世代に渡る住民の居場所や、活動・自己表現の場としての側面を持つ施設を目指します。

災害時には地域の防災、避難場所、物資配給の拠点になります。また、防災拠点としての認知を広げていくとともに地域住民に親んでもらい利用に慣れてもらうことを目的とし、コミュニティ施設の性格も加味した施設を目指します。

普段から防災拠点としての認知を広げる必要があるため、地域住民から親しみがあり利用に慣れてもらうように、コミュニティ施設の側面としては、「誰もが気軽に利用できる居場所の確保」、「学生から高齢者までの多世代が過ごしやすい空間」、「様々な人が交流することができコミュニティが生まれていく施設」、「利用され続ける施設」など、多様性・多世代を受け入れられるような施設を目指します。

防災拠点であることに加え、コミュニティ活動のなかで生まれた輪がまちづくりへつながり、施設整備による周辺地域の活性化も視野に入れ、持続可能な地域の発展に寄与していくことを基本構想とします。

本方針は、今までの経過等を踏まえ、防災交流施設に関する施設設置条例の整備、開館に向けた準備作業、開館後の管理運営等をするに当たり、その基本的な考え方を示すものです。

<今までの経過>

○基本計画の策定（令和3年度）

施設のあり方や機能性について方向性を出すため、次の職員による庁内検討やアンケートの実施、ワークショップなどを行い、基本計画に向けた意見集約を行いました。これらの意見を踏まえ、機能の絞りこみや施設のコンセプトを定めた基本計画を作成しました。

- (1) 庁内検討（若手職員検討会・関係部署係長検討会等を実施）
- (2) 文化センター等利用者アンケート調査
- (3) 高校生アンケート調査
- (4) 地元区（松島区）意見交換会（松島区長、区役員、町議会議員、区民）
- (5) 住民ワークショップ（住民、松島区役員、地域おこし協力隊）

○基本設計・実施設計（令和4年度）

箕輪町防災交流施設基本計画で示した考え方にに基づき、基本設計を策定しました。

また、次の施設機能等アンケートや意見公募、住民説明会を開催し、実施設計を作成しました。

- (1) 庁内検討（関係部署による検討会等を実施）
- (2) 女性活躍井戸端会議や町職員への施設機能等についてのアンケート調査
- (3) 基本設計に対する意見募集（パブリックコメントの実施）
- (4) 基本設計についての住民説明会

2 基本的な考え方

○施設のコンセプト（箕輪町防災交流施設基本計画にて制定）

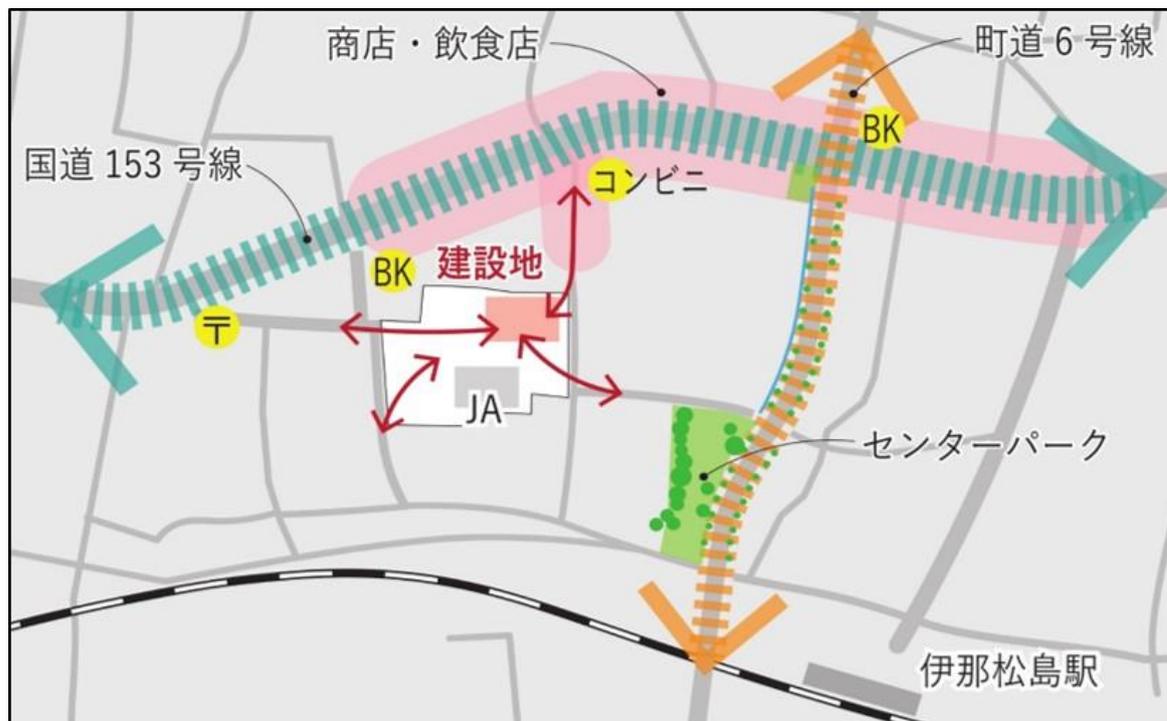
- (1) 災害時に対応できる施設『防災拠点・避難所』
 - ・ 災害時を想定した機能性、収納、動線の確保
 - ・ 防災訓練が実施できるなどの機能転換の汎用性
- (2) 多世代に居心地が『快適な居場所』
 - ・ 館内全域が開放的であると同時に利用者のプライバシーが相互に配慮可能な空間。災害時においてもプライバシー配慮可能
 - ・ 滞在しやすい空間設計
 - ・ お茶が飲める仕組み
 - ・ にぎわいが創造され、それを許容できる空間
- (3) 多世代に配慮した施設『多世代がシームレスに使える空間』
 - ・ 内部の開放感と、外から中の活動の様子が見えやすい
 - ・ ユニバーサルデザインを取り入れる
 - ・ 災害時の有効性配慮
 - ・ 管理者が利用者の活動を察知できる配置
- (4) 将来ニーズに対応でき環境配慮した『将来的に使われる施設』
 - ・ 利用する人のニーズに応えられる設備
 - ・ 設備配管等、容易に維持管理できる仕組み
 - ・ 周辺既存建物・状況に配慮した施設
 - ・ 自然を感じられる明るい内外装施設
 - ・ ゼロカーボンに取り組む町の施設としての設備
- (5) 将来に向け持続的に使われる施設『にぎわいが創造されていく場』
 - ・ 個人でも気軽に立ち寄れ、会話もできる空間
 - ・ 打合せができたり、待ち時間に時間を過ごせる場所
 - ・ 創作的活動に対応した部屋の構成

3 施設の概要

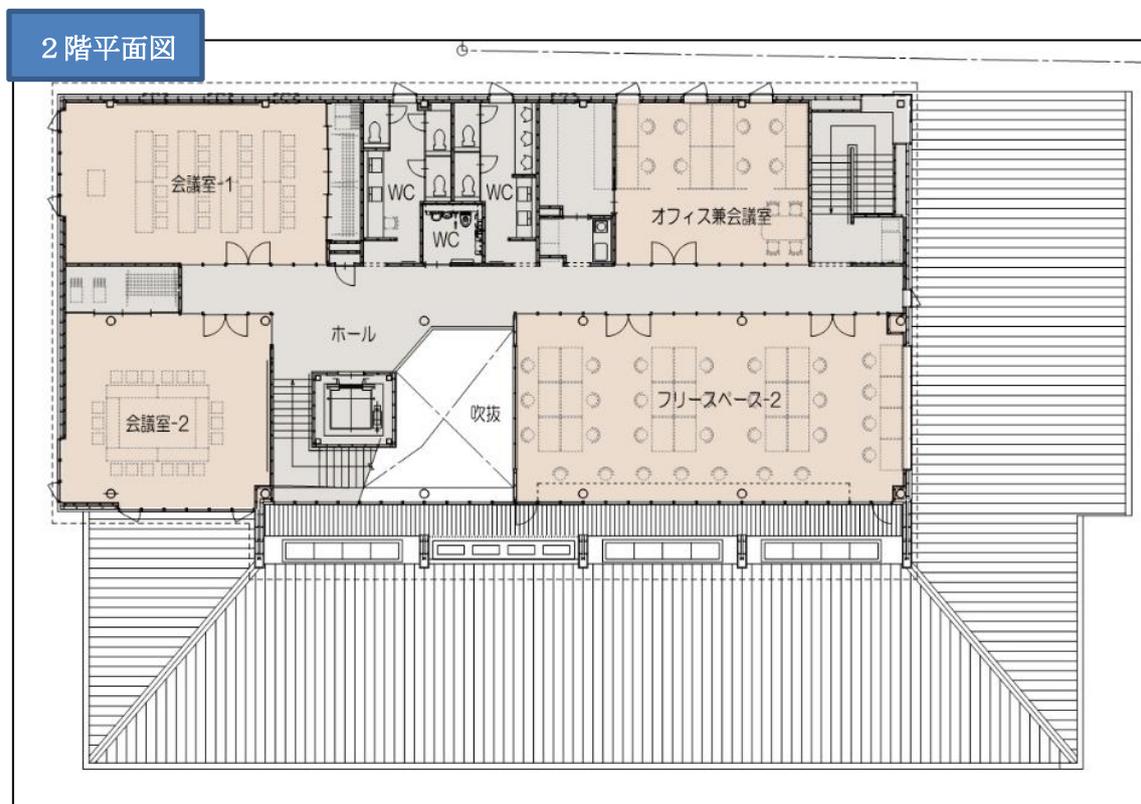
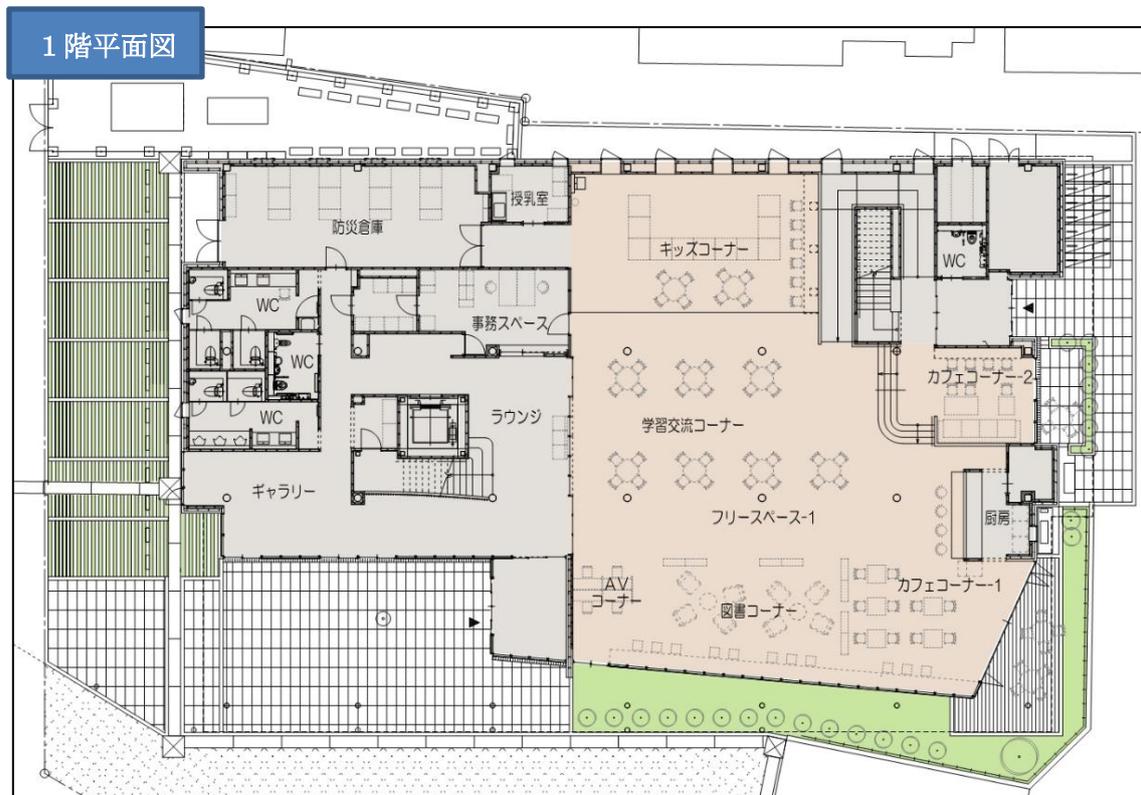
(1) 施設概要

施設名称	箕輪町防災交流施設
施設愛称	未定 ※今後の事業展開等を踏まえ決定していきます。
所在地	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 9503、9499-4、9502-1
面積	敷地面積 1446.07 m ²
構造	鉄骨造
階数	地上2階建
延床面積	延べ床面積 1085.56 m ²
	1階床面積 685.22 m ²
	2階床面積 400.34 m ²
エレベーター	乗用 11人乗り

(2) 位置図



(3) 施設図面



4 管理運営の基本方針

(1) 管理運営形態

- ① 当面、町が管理運営を行い、施設の維持管理等業務を外部へ委託します。
- ② 町が管理運営を行いながら、そのノウハウを蓄積し、効率的で効果的な管理運営方法（指定管理制度等）の検討を行います。

(2) 管理運営基本方針

- ① 施設のコンセプトを実現するため、適切な管理運営体制の構築及び事業展開を行います。
- ② 事業の効果が施設内で完結するのではなく、周辺地域に波及し、そこから町全体の活性化につながるような事業展開を行います。
- ③ 本方針については、施設の利用状況、社会情勢等の変化に合わせ、柔軟に見直すこととします。

5 事業運営

(1) 施設のコンセプトを効果的に達成するため、本施設の一部では「飲食」及び「営利目的での利用」を可能なものとし、地域交流及び地域活性化を図ります。

(2) 施設のコンセプトを実現するため、中長期的な地域活性化の視点をもって、次のような事業を展開します。

- ① 災害時に対応できる施設『防災拠点・避難所』
災害時に対応できるよう、汎用性を持った空間を提供する。また、防災に関する普及・啓発を行い地域防災力の向上に努める。
- ② 多世代に居心地が『快適な居場所』
誰もが快適に過ごせる居場所として、丁寧な気遣いが感じられ、開放的であると同時にプライバシーが配慮可能な空間の提供をする。
学生の居場所、子育て世代の居場所、高齢者の居場所など、世代を超えた居場所のあり方を検討する。
- ③ 多世代に配慮した施設『多世代がシームレスに使える空間』
多世代が次々に訪れ、年代ごとの利用・滞在時間が変わってくる中、多世代が交わるような施設であり、町民にとってそれぞれの居場所、過ごし方を提供する。各世代に対応した空間の活用方法や、汎用性の高いスペース利活用方法について検討する。

- ④ 将来ニーズに対応でき環境に配慮した『将来的に使われる施設』
利用する人のニーズに応えられる設備やゼロカーボンに取り組む町の施設としての環境に配慮した設備の整備、施設運営を行う。
- ⑤ 将来に向け持続的に使われる施設『にぎわいが創造されていく場』
訪れた人々でにぎわい、新たなコミュニティが誘発される場を提供する。
経済活動が可能なスペース、連続的なイベントの開催によるにぎわいの創生を行う。

6 施設管理

(1) 休館日、開館時間

① 休館日

- ・ 月に1回の休館日を設けます。
- ・ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

② 開館時間

- ・ 午前9時から午後9時30分までとします。

※ 貸館については、準備及び撤収をすべて開館時間内に終了するものとします。

※ 必要に応じて、臨時休館日を設けます。

③ 児童、生徒の施設の利用時間、利用方法等について

児童、生徒のみの利用や登下校の際の利用等に関して、箕輪町教育委員会等とルールを策定を行い、誰もが安心して利用できる仕組みの整備を行います。

(2) 貸館に係る施設の利用方法

① 基本的な考え方

- ・ 施設は原則一般開放しますが、貸館に関わる施設の利用については、事前の申請を必要とし、町長の許可を得るものとします。
- ・ 非営利目的での施設利用は、地域住民から親しみがあり利用に慣れてもらうよう、原則無料とします。営利目的での施設利用に限り使用料を徴収します。
- ・ 施設の予約については、利用団体、目的等により優先予約制とします。

(ア) 箕輪町内の自主防災組織等の催事及び町民が社会福祉の向上を図るため講習会、研修会、展示会その他これに類するものに利用する場合は使用日の属する月の3ヵ月前の初日から予約可能

(イ) 町民の利用の場合（利用者の中に町外者を含む場合も可）は、使用日の属する月の2ヵ月前の初日から予約可能

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の場合は、使用日の属する月の前月の初日から予約可能

② 施設貸館区分及び施設使用料

名称	規模	主な 利用目的	貸出 有無	営利目的時 の使用料	備考
会議室 1	55.15 m ²	会議・研修・講座等 (飲食不可)	○	1,200 円 /1h ※冷暖房費 200 円/1h	冷暖房費 200 円/h
会議室 2	51.12 m ²				
会議室 3	41.48 m ²	運営組織の事務室及びイベ ント等準備作業室	×	—	施設の利用 状況により 再度検討
展示コーナ ギャラリー	—	ピクチャーレール、机等に よる展示	○	—	営利目的の 貸出なし
1階フリース ペース	—	誰もが利用できる スペース	×	—	貸切なし
2階フリース ペース	91.76 m ²	自習室 (飲食不可)	×	—	貸切なし
軒下部分	70 m ² 程度	チャレンジショップ等	○	無料	電気等なし

③ 備品について

- ・ 事業運営に必要な物品を備え付けます。
- ・ 開館後も必要に応じて、追加購入します。
- ・ 施設コンセプトを考慮し、統一的なデザインの導入について、検討を行います。
- ・ 一部備品について、必要に応じて利用者に貸出しを行います。貸出料金については、営利目的又は非営利目的を問わず徴収しません。

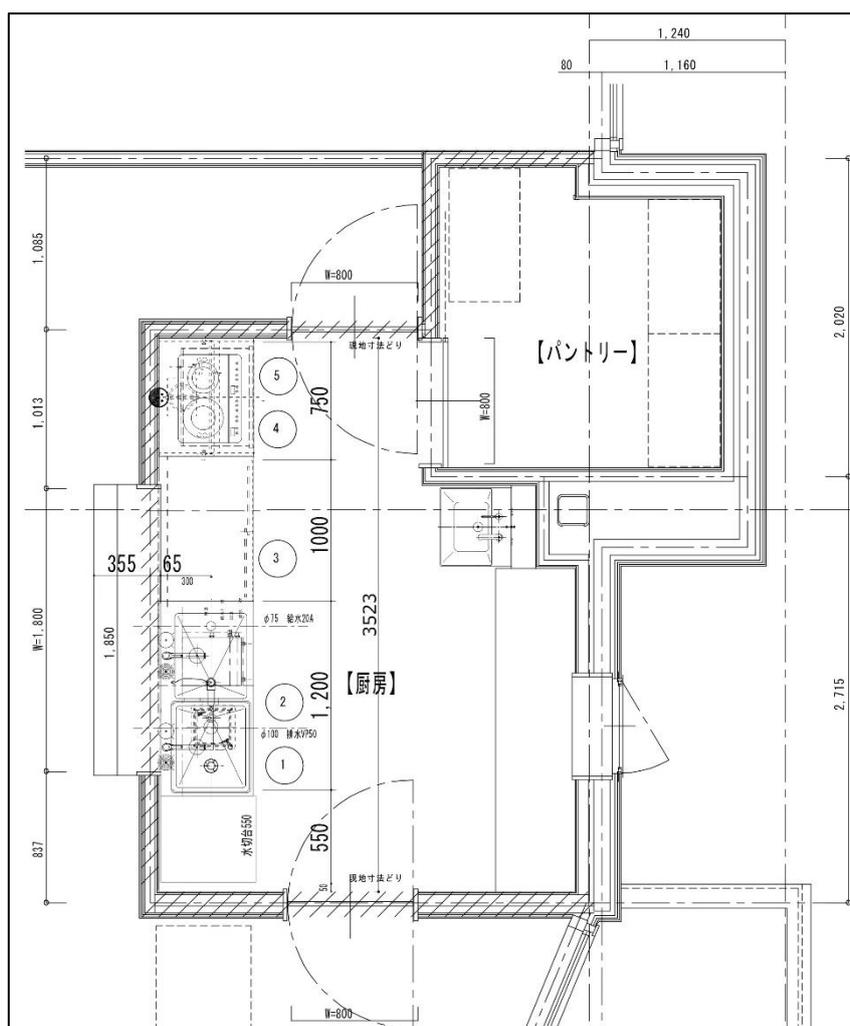
④ 施設利用の制限

- ・ 公の秩序又は良好な風俗を乱すおそれがあるときは、施設の利用を認めません。
- ・ 施設等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるときは、施設の利用を認めません。
- ・ その他、施設の管理運営上適当でないと考えられるときは、施設の利用を認めません（施設の目的に反した利用、施設運営に支障がある長期継続的な占有等）。
- ・ 故意又は重大な過失により、施設等を汚損し、毀損し、又は滅失した場合は、原状回復や損害賠償等適切な措置を施設利用者に求めます。

(3) カフェコーナー（厨房）に係る施設の利用方法

- ① 各種アンケートやワークショップの意見から施設利用者や住民向けのカフェコーナーを1階フリースペースに設置します。カフェコーナーでは、地元食材等の魅力を広く発信し、防災交流施設への安定的な集客を図ること及び地元で新規創業を考える若手等の育成を図ることを目的に、運営業者を募集します。
- ② カフェコーナーの使用料は、地元食材を活用したメニュー提供を行うこと（情報発信を含む）、本施設で行われる事業等に積極的に参加すること等を条件に、利用しやすい料金設定とします。
- ③ 町で整備する備品以外に必要な備品の購入及び利用終了時の施設の原状回復は、運営業者の負担で行うこととします。
- ④ 施設の利用制限については、貸館業務に準じます。

カフェコーナー（厨房）



(4) 施設の安全管理

- ① 警備業務については、警備会社に業務委託します。
- ② 防災倉庫に、防災関連設備を設置します。
- ③ 法令に基づき、設備の適切な点検を実施します。原則休館日に行います。
- ④ イベントを実施する際には、必要に応じて実施団体の事業計画書、保健所や消防署への届出、イベント保険への加入等の指導及び内容確認を行います。
- ⑤ 必要に応じ、警察署や消防署等関係機関と連携を図ります。

(5) 災害時の対応

- ① 災害時は、最優先で施設利用者の安全確保に努めます。
- ② 箕輪町災害対策本部と連携を図りながら、災害の規模や被災状況に応じて、避難所の開設、対策本部等の設置やボランティアの受け入れ拠点などに使用します。
- ③ 災害時に必要となることが見込まれる防災備品の備蓄や管理、人員体制の確保を行います。

7 広報

- (1) 町広報紙、ホームページ、チラシ、SNS等の様々な媒体を活用した広報展開を行います。
- (2) 開館前から、積極的に情報を発信していきます。
- (3) 開館後は、本施設を活用し、地域の情報発信を行います。

8 開館、オープニングイベント

(1) 内覧会

箕輪町防災交流施設については、令和6年4月の開館を予定しています。開館日までに内覧会を開催し、備品等の整備や、施設の利用促進等を図ります。

(2) 開館開始日

開館の際にオープニングイベントを開催し、広く地域住民等に施設を知ってもらえるよう、集客性の高いイベントを実施することで、本施設を中心とした地域の賑わいを創出します。開館日以降は、他の公共施設や周辺施設との連携による各種講座やイベント等の自主事業を取り組みます。